

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 技術基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 道路</p> <p>1 道路計画 (略)</p> <p>2 道路構造 (略)</p> <p>3 道路形態 (略)</p> <p>1. 道路は、袋路としないこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>自動車の転回可能な広場が、道路の終端（又は終端付近 20m以内）及び当該道路の区画 120m以内ごとに設けられ、かつ、避難通路が設けられている場合。</u> (図 2-2) (図 2-3)</p> <p>※ <u>転回広場の設置については、将来道路管理者と協議のうえ支障のない形状及び位置とすること。(図 2-1)</u></p> <p>※ 避難通路の幅員は、2 m以上とし、建築基準法第 4 2 条第 1 項各号・第 2 項に規定する道路若しくは幅員 75 c m以上の避難上有効な農道若しくは公畔に接続すること。</p> <p>※ 避難通路と接続する農道若しくは公畔との間に高低差がある場合には、開発区域内で段差の解消を図る施設（階段・スロープ）の設置を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 技術基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 道路</p> <p>1 道路計画 (略)</p> <p>2 道路構造 (略)</p> <p>3 道路形態 (略)</p> <p>1. 道路は、袋路としないこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の回転可能な広場が、道路の終端及び当該道路の区画 35m以内ごとに設けられ、かつ避難通路が設けられている場合。</p> <p>※ 転回広場は、転落防止施設を除いた有効寸法にて直径 1 2 mの円が内接する形状とすること。</p> <p>※ 避難通路の幅員は、2 m以上とし、建築基準法第 4 2 条第 1 項各号・第 2 項に規定する道路若しくは幅員 75 c m以上の避難上有効な農道若しくは公畔に接続すること。</p> <p>※ 避難通路と接続する農道若しくは公畔との間に高低差がある場合には、開発区域内で段差の解消を図る施設（階段・スロープ）の設置を行うこと。</p>